



栃労発基 0805 第 2 号  
令和 6 年 8 月 5 日

栃木地方最低賃金審議会  
会 長 杉 田 明 子 殿

栃 木 労 働 局 長  
川 口 秀 人

栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について（諮問）

栃木県特定最低賃金の下記の 5 の産業については、それぞれの申出代表者から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記

栃木県塗料製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 2 号）

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 3 号）

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 4 号）

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 5 号）

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 6 号）